

令和元年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和元年9月2日（月曜日）午前9時08分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第2号 財政健全化判断比率等について
- 日程第5 第47号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 第48号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第49号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
- 第50号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第51号議案 幸田町消防団条例の一部改正について
- 第52号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第54号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第55号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第56号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第57号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第58号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第59号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正について
- 第60号議案 工事の請負契約について
- 第61号議案 工事の請負契約について
- 第62号議案 財産の取得について
- 第63号議案 本町区域の土地を西尾市道として使用に供させることについて
- 第64号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 第65号議案 令和元年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第66号議案 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第67号議案 令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第68号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成30年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成30年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成30年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成30年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第7 決算審査意見の報告

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田境 毅君	2番 石原 昇君	3番 都築 幸夫君
4番 鈴木 久夫君	5番 伊澤 伸一君	6番 黒木 一君
7番 廣野 房男君	8番 藤江 徹君	9番 足立 初雄君
10番 杉浦 あきら君	11番 都築 一三君	12番 水野 千代子君
13番 笹野 康男君	15番 丸山 千代子君	16番 稲吉 照夫君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦君	副町長 大竹 広行君
教 育 長 小野 伸之君	企画部長 近藤 学君
参事（企業誘致担当） 夏目 隆志君	総務部長 志賀 光浩君
参事（税務担当） 山本 智弘君	住民こども部長 牧野 宏幸君
健康福祉部長 藪田 芳秀君	環境経済部長 鳥居 栄一君
建設部長 羽根 潤志君	教育部長 吉本 智明君
消 防 長 都築 幹浩君	企画部次長 成瀬 千恵子君
環境経済部次長 兼水道課長 太田 義裕君	建設部次長 佐々木 要君
消 防 次長 兼消 防 署 長 小山 哲夫君	会計管理者 兼出納室長 石川 正樹君
監 査 委 員 山下 力君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本 富雄君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。令和元年第3回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件1件、人事案件1件、単行議案16件、令和元年度補正予算5件並びに平成30年度決算認定9件、合わせて32件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところでございます。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

9月に入りましたが、日中はまだまだ厳しい残暑が続いております。皆様にはくれぐれも御自愛くださいまして、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

お諮りいたします。

本日、議場に三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定いたしました。

ここで、定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

朝晩は以前よりは過ごしやすくなりまして、トンボの飛び交う姿に秋の訪れを感じられるようになってまいりましたが、9月に入りましても厳しい暑さがいましばらく続くようであります。体調への御留意を引き続きお願いしたいと思います。

本日、ここに令和元年第3回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、議員の皆様方におかれましては、平素から町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案1件、人事案件1件、単行議案16件、補正予算5件、そして決算認定9件、合わせて32件でございます。後ほど提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意を持って御対応をいたします。よろしくお願いいたします。

ここで、御報告と御連絡を申し上げます。

1点目でございます。8月2日、藤田医科大学と幸田町との間で、地域包括ケアシス

テムの確立のための連携協定を締結いたしました。本協定においては、地域、暮らしの安全安心、地域福祉の向上及び健康づくり、地域医療の充実、医療・介護の連携拠点の設置運営、人材育成及び人材交流に関することについて連携協力することを定めております。今後、同校との関係を深め、人的資源、知的資源、そして物的資源の相互活用を図っていききたいと考えております。

2点目でございます。8月22日でございますが、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局が進めております、東京2020オリンピック競技大会ホストタウン事業におきまして、幸田町とハイチ共和国は2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、交流事業を実施するという合意を締結しました。来年のオリンピック・パラリンピック大会終了後には、ハイチ共和国の選手団をおもてなしの心でお迎えし、町内小・中・高生などとのスポーツ交流などを通じ、相互の理解を深めたいと考えております。

3点目でございます。8月24日でございます。東京の秋葉原で開催されました第5回の全国ふるさと甲子園に、昨年度に引き続き出店をいたしました。全国ふるさと甲子園は、映画、ドラマ、アニメ等の舞台となったロケ地の地域や、その作品の中で登場するグルメ、お土産などを地域自慢として出品し販売するものであります。今回は、幸田町商工会と協力しまして、新メニューの幸田角煮バーガーの販売を行いました。売れ行きにつきましては、約450食が完売し、好評でありました。この幸田角煮バーガーは、ふるさと甲子園開催日の8月24日より町内8店舗にて販売しておりますので、ぜひお召し上がりをお願いしたいと思います。

4点目でございます。菱池遊水地事業につきまして、現在の取り組み状況を御報告させていただきます。

本年度から国の大規模特定河川事業に採択され、愛知県事業として、令和元年度予算額11億6,000万円が措置されております。現在までに愛知県による事業説明会を7月31日水曜日に境界確認説明会を、8月29日木曜日、30日金曜日、31日土曜日に開催し、地権者、隣接地所有者及び関係行政区に事業協力を依頼しております。今後、令和2年度用地買収完了を目指し、事務が進められているところであることを報告いたします。

最後に、1点御連絡であります。9月7日土曜日の午前9時から幸田町総合防災訓練が開催されます。訓練参加団体55団体、約500人の参加を得まして、総合的かつ実践的な防災訓練を実施いたします。議員の皆様方におかれましても、御臨席くださるようお願いを申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（稲吉照夫君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和元年第3回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時08分

○議長（稲吉照夫君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者及び監査委員は、お手元に印刷配付のとおりですから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時08分

○議長（稲吉照夫君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を11番 都築一三君、12番 水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査5月分、6月分の2件、財政援助団体等監査1件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願・陳情などは、お手元に印刷配付のとおり陳情が4件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第13号から陳情第16号までの4件を総務教育委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（稲吉照夫君） 日程第4、報告第2号 財政健全化判断比率等について報告を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 財政健全化判断比率等について説明をさせていただきます。

この報告につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、監査委員の意見書を付して報告させていただくものであります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の健全化判断比率の4つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字となりましたので、数値は計上されませんでした。

次に、実質公債費比率は、過去3年間の平均値であり、本年度は4.2%で、前年度比1.1%の減となり、早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率につきましては、将来負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありますので、昨年同様、数値は計上されませんでした。

また、2の公営企業の資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計全てにおいて黒字となり、数値が計上されませんでした。

先ほど説明させていただきました健全化判断比率の4つの指標のうち、数値が一つでも基準を上回りますと、財政健全化計画等の作成が義務づけられますが、本町は全て基準値以下でございます。

なお、各比率の明細につきましては、議案関係資料1ページから4ページを御参照いただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時14分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第2号を終わります。

日程第5

○議長（稲吉照夫君） 日程第5、第47号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

第47号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

提案理由といたしましては、本多幸夫委員が令和元年12月31日で任期満了になることに伴いまして、その後任の委員を選任する必要があるためであります。

6ページをごらんいただきたいと思います。

杉浦善弘氏、幸田町大字久保田字出口12番地7、昭和29年12月3日出生れ(64歳)を地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期は、令和2年1月1日から3年間であります。

杉浦氏につきましては、昭和49年に松下電工株式会社へ入社され、平成30年1月に定年を迎えられました。また、平成30年度には、久保田区の区長を務められました。

杉浦氏は、地域での信望も厚く公正中立な判断ができ、民間企業で40年以上働かれた見識及び区長として蓄積されました経験と幅広い知識は、納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において、適任者であると考えております。

議案関係資料5ページから7ページを御参照いただきたいと思います。

以上、人事案件につきまして、提案の理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第47号議案の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第47号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第４７号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第４７号議案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第６

○議長（稲吉照夫君） 日程第６、第４８号議案から認定議案第９号までの３０件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

初めに、第４８号議案から第６３号議案までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第４８号議案から第６３号議案までの１６件につきまして、提案の理由の説明をさせていただきます。

議案書の７ページをお開きいただきたいと思います。

第４８号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は８ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

現在、本町では、非常勤職員として、特別職の非常勤職員、一般職の非常勤職員及び臨時的任用職員という形態で、非常勤職員を任用しております。これら非常勤の職員には窓口業務や内部事務、そして保育園などさまざまな分野で活躍をいただいております。行政活動の重要な担い手となっているところでございます。しかしながら、非常勤の職員につきましても、現行の地方公務員法における位置づけが不明確であるため、地方公共団体ごとで、その任用形態や勤務条件などに関する取り扱いがさまざまであり、全国的にも非常勤職員の適正な任用や勤務条件等を確保することが求められてきているところでございます。そこで、今回、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、それに伴い、条例を制定するものでございます。

今回、制定をさせていただく条例の概要につきましても、改正前の地方公務員法第３条第３項第３号に掲げる非常勤の特別職、本町では嘱託員と呼んでおりますが、この嘱託員と、地方公務員法第１７条第１項の規定により採用する非常勤職員、そして地方公務員法第２２条第５項の規定により臨時的に任用する職員、主には夏休みの期間だけ児童クラブ等で非常勤として働いている職員等でありましたが、これら本町で任用している

3種類の非常勤職員の地方公務員法に関する法的根拠を整理し、会計年度任用職員という新たな非常勤の職に移行することに伴い、条例を定めるものでございます。

この新たな任用形態となる会計年度任用職員につきましては、勤務時間が正規職員と同じとなるフルタイム会計年度任用職員と、勤務時間が正規職員より短いパートタイム会計年度任用職員の2種類に分類し、それぞれ給与等の支給内容を定めるものでございまして、正規職員との同一労働、同一賃金を目指した内容としております。

条例の内容といたしましては、第2章におきまして、フルタイム会計年度任用職員の給与及び旅費について規定し、新たに給料表を設け、給料として支給し、そのほか地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、退職手当、旅費について定めております。また、第3章においては、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規定し、現行の非常勤職員の報酬額等を踏まえて上限額を定めておりまして、具体的な額については、その職種ごとに規則で定めることとしております。そのほか、公務のための旅費や通勤に係る費用弁償としての支給内容についても定めております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日であります。

なお、施行日において、会計年度任用職員として採用され、その者の受ける給与の額及び通勤に係る費用弁償の額の一会計年度における合計額が、施行日の前日に受けていた報酬額等よりも低い場合は、当分の間、その差額を給料または報酬として支給することができる、という経過措置を設けております。

続きまして、議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

第49号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、9ページから17ページとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第48号議案において提案の理由を説明させていただいたとおり、令和2年度から会計年度任用職員の制度が始まることに伴い、それにかかわる各条例につきまして所要の改正を行うもので、会計年度任用職員制度への移行のみに関する一部改正が必要となる、7つの条例を改正するものでございます。

まず、第1条でございます。幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、毎年7月末日までに正規職員と再任用職員の人事行政の運営状況を報告し、翌年1月末日までに公表しておりますが、この公表の対象とする職員に、フルタイム会計年度任用職員を加えるものでございます。

続いて、第2条でございます。これは、幸田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員に係る休職の期間を、その任期の範囲内で任命権者が定めることとするものでございます。

続いて、第3条でございます。幸田町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、これは懲戒処分により減給する場合、給料を減額する規定になっているところ

でございますが、パートタイム会計年度任用職員につきましては、給料ではなく、報酬での支給のため、その報酬に対して減額するものであることを明示するものでございます。

続いて、第4条でございます。幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正で、これは、地方公務員法の一部改正による引用条項を整理するものでございます。

第5条では、幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、改正前は非常勤職員と明記していましたが、改正後は会計年度任用職員となるため、名称を改正し、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、町長が規則でその基準を定めることとするものでございます。

続いて、第6条でございます。幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、育児休業をしている職員について、期末手当の支給対象からパートタイム会計年度任用職員を除くということ、そして、会計年度任用職員は勤勉手当の支給対象としていないので、勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除くということ、また、育児休業からの職務復帰後の号給調整対象から会計年度任用職員を除くということ、さらには、読みかえ規定をします幸田町職員の給与に関する条例の一部改正により、対象とする条文が改正されることにより、読みかえ規定の整理をするものでございます。

最後の第7条であります。幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正でありまして、会計年度任用職員の旅費の規定については、第48号議案の提案理由の説明をさせていただいた新たに制定する幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例で定めるため、この条例の対象としないこととするものでございます。

以上が、会計年度任用職員制度へ移行することに伴い、必要となる条例の一部改正の内容でございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。

第50号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、18ページから21ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が除かれることに伴い、期末手当及び勤勉手当について、改正前においても成年被後見人及び被保佐人は、支給の対象となっていたところではありますが、今回、欠格条項から削除されたため、支給対象とする成年被後見人及び被保佐人に関する規定を廃止するものでございます。また、会計年度任用職員制度へ移行することに伴い、非常勤職員を会計年度任用職員に改め、会計年度任用職員の給与等につきましては、第48号議案のとおり条例制定させていただき、その中で定めることとするものでございます。そのほか、例規上の字句の整理をするものでございます。

施行期日につきましては、法律の公布の日が、令和元年6月14日で、その公布の日から起算して6カ月を経過した日となっておりますので、令和元年12月14日であります。

ただし、第23条の会計年度任用職員の給与に係る規定につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案書23ページをお開きいただきたいと思います。

第51号議案 幸田町消防団条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、22ページから23ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、欠格条項及び分限の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、消防団員となることができない欠格の条件から成年被後見人又は被保佐人であることを削除し、禁錮以上の刑の執行を受けることがなくなるまでの者を追加し、免職の処分は、懲戒免職の処分であることを明確にするものでございます。

また、町外への転勤、転住しても消防団員として活動が続けられるように分限の見直しをするものでございます。

あわせて、字句の整理をするものであります。

施行期日につきましては、令和元年12月14日であります。

続きまして、議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。

第52号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、24ページから27ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、非常勤消防団員に支給する退職報償金の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、勤務年数が5年以上10年未満の1段階であるものを5段階に区分し、5年を基準として1年増すごとに団長2万1,000円、副団長2万円、分団長1万9,800円、副分団長1万7,800円、部長及び班長1万5,800円、団員1万2,800円を加算した退職報償金を支給するものであります。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案書の29ページをお開きいただきたいと思います。

第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、28ページから30ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、危険物製造所等設置許可申請手数料の改正に伴い、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯

蔵所及び浮き蓋つきの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所の中で、1万キロリットル以上5万キロリットル未満につきましては、158万円から159万円、5万キロリットル以上10万キロリットル未満につきましては、194円から195万円、10万キロリットル以上20万キロリットル未満につきましては、226万円から277万円へ危険物製造所等設置許可申請手数料を改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日でございます。

続きまして、議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。

第54号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

議案関係資料は、31ページから34ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行及び印鑑の登録における登録事項の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、婚姻などで氏を変更する前の「旧氏」、一般には「旧姓」といいますが、住民票や個人番号カードに旧氏の併記が可能となることに伴いまして、印鑑の登録及び印鑑登録証明書におきましても、旧氏の併記を可能とするものでございます。

また、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化に鑑み、男女の性別の表記を廃止し、これら改正にあわせまして、字句の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、令和元年11月5日であります。

続きまして、議案書33ページをお開きいただきたいと思います。

第55号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、35ページから59ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第7号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第8号)の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、第13条第1項におきまして、認定こども園などの特定教育・保育施設が受ける利用者負担額の支払いは、満3歳未満保育認定子どもの保護者に限るものとし、同条第4項におきまして、特定教育・保育施設が支払いを受けることができる食事の提供に要する費用、給食費には、年収360万円未満に相当する世帯及び全所得階層の第3子以降の1号認定及び2号認定の満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する副食費を含まないこととするものでございます。

また、第42条におきまして義務づけられております、小規模保育事業者などの特定地域型保育事業者による代替保育の提供、卒園後の受け皿の提供にかかる連携施設の確保

が著しく困難な場合には、代替保育は小規模保育事業A型事業者等と同等の者を、卒園後の受け皿は地方公共団体の補助を受けている認可外保育事業所などを連携施設にかえることができるものとし、保育所型事業所内保育事業者につきましては、連携施設の確保をしないことができるものとし、附則第5条におきまして、連携施設の確保にかかる猶予期間を5年から10年に延長するものでございます。

これら改正にあわせまして、条例中の用語であります「支給認定」を「教育・保育給付認定」とするほか、所要の字句の整理及び規定の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日でございます。

続きまして、議案書43ページをお開きいただきたいと思います。

第56号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、60ページから61ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思えます。

提案の理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、家庭的保育者の資格を規定する第23条第2項におきまして、児童福祉法の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が除かれることに伴いまして、引用条項を整理するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

続きまして、議案書45ページをお開きいただきたいと思います。

第57号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、62ページから63ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思えます。

提案の理由といたしましては、一般廃棄物の収集運搬についての手数料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条におきまして、一般廃棄物の収集運搬及び処分についての手数料を定めておりますが、可燃ごみを入れる指定ごみ袋の金額を、大袋につきましては45円から15円へ、小袋につきましては30円から10円へ、特小袋につきましては20円から5円へ改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和2年1月1日であります。

議案書47ページをお開きいただきたいと思います。

第58号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、64ページから65ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思えます。

提案の理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関

する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が除かれることに伴い、退職手当について、改正前においても成年被後見人及び被保佐人は支給の対象となっていたところではありますが、今回欠格条項から削除されたため、支給対象とする成年被後見人及び被保佐人に関する規定を削除するものであります。

また、会計年度任用職員制度へ移行することに伴い、非常勤職員を会計年度任用職員に改め、その取り扱いを、町長部局の条件を準用するための改正であります。

施行期日につきましては、第13条第2項第2号の改正規定は、法律の公布の日が令和元年6月14日で、その公布の日から起算して6カ月を経過した日となっておりますので、令和元年12月14日、第19条の会計年度任用職員に係る規定につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案書49ページをお開きいただきたいと思います。

第59号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

議案関係資料は、66ページから67ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行並びに指定給水装置工事事業者登録更新手数料を徴収することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、水道法により更新期間5年とする指定給水装置工事事業者登録更新制度が開始されたため、更新を受けないことにより失効となった者は、登録事業者から自動的に削除されること、登録更新に伴う事務手数料として一人当たり1万円を徴収すること、あわせて引用条項を整理するために改正するものであります。

施行期日につきましては、令和元年10月1日であります。

続きまして、議案書51ページをお開きいただきたいと思います。

第60号議案 工事の請負契約についてであります。議案関係資料は、68ページから73ページでありますのであわせてごらんいただきたいと思っております。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、豊坂小学校校舎増築工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書52ページをごらんいただきたいと思います。

工事名は豊坂小学校校舎増築工事で、工事場所は幸田町大字野場字鶏島地内、工事の概要は、児童クラブ室及び図工室等を整備する増築校舎棟鉄骨造2階建て延床面積533.32平方メートル、現図工室の普通教室化を行う既設校舎改修工一式、外構工一式であります。

契約金額につきましては1億4,575万円、契約の方法は、10社による指名競争入札を7月10日に実施しまして、契約の相手方は、刈谷市築地町5の17の5、佐々木建設株式会社 代表取締役 佐々木晴久であります。

続きまして、議案書53ページをお開きいただきたいと思います。

第61号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、74ページから79ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、北部中学校校外用地整備工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書54ページをごらんいただきたいと思います。

工事名につきましては、北部中学校校外用地整備工事で、工事場所は幸田町大字高力字越丸地内、工事の概要につきましては、クラブハウスを含む弓道場の射場棟鉄骨造平屋建て、延床面積356平方メートル、弓道場の的場棟鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、延床面積51.30平方メートル、テニスコート3面及び駐車場整備を初めとした外構整備工事一式であります。

契約金額は1億4,438万6,000円、契約の方法につきましては、10社による指名競争入札を7月24日に実施し、契約の相手方は、刈谷市築地町5の17の5、佐々木建設株式会社 代表取締役 佐々木晴久であります。

続きまして、議案書55ページをお開きいただきたいと思います。

第62号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、80ページから83ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、生徒用机ほかの取得に伴い、必要があるからでございます。

議案書56ページをごらんいただきたいと思います。

物品の概要につきましては、生徒用机を初め19品目であります。納入場所につきましては、幸田町大字相見字越丸地内北部中学校で、契約金額は891万円、契約の方法は、8社による指名競争入札を7月23日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字菅田10番地、株式会社エンヤ 代表取締役 塩谷健二であります。

続きまして、議案書57ページをお開きいただきたいと思います。

第63号議案 本町区域の土地を西尾市道として使用に供させることについてであります。

議案関係資料は、84ページから86ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、西尾市が仮称市道善明24号線を市道認定することに伴い、必要があるからであります。

議案書53ページをごらんいただきたいと思います。

使用に供させる土地は、議案書記載のとおりでございます。これら本町区域において、道路認定したい旨の協議書が西尾市長から提出されましたことから、これを承認す

るため、道路法第8条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、単行議案についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第64号議案から認定議案第9号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。別冊となっております補正予算関係のほうをごらんいただきたいと思います。

第64号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算(第3号)につきましては、補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、87ページから91ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算の補正」であります。歳入歳出それぞれ2億9,391万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億535万1,000円とするものでございます。

それでは、主な補正内容を説明いたします。

まず歳入につきましては、補正予算説明書8ページをごらんいただきたいと思います。

33款地方特例交付金につきましては、10月1日より実施されます幼児教育・保育の無償化に伴い、交付される子ども・子育て支援臨時交付金を新規計上するものであります。

次に、45款分担金及び負担金につきましては、同じく幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料保護者負担金を減額するものでございます。

次に、50款使用料及び手数料につきましては、令和2年1月から予定しております指定ごみ袋の値下げの実施に伴い、一般廃棄物収集・処分処理手数料を減額するものでございます。

次に、55款国庫支出金につきましては、国庫負担金におきまして、消費税増税にあわせ、低所得者を対象に介護保険料の軽減が図られることによる国負担の増額分として、低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。また、幼児教育・保育の無償化に伴う国負担の増額分として、認定こども園等施設型給付費負担金を追加し、子育てのための施設等利用給付交付金を新規計上するものでございます。

国庫補助金におきまして、幼児教育・保育の無償化に合わせて私立幼稚園就園奨励費補助金が、子育てのための施設等利用給付交付金へ移行することにより減額し、また、北部中学校校外用地整備における弓道場建設に対する補助金として、今年度に入り交付金の交付決定を受けたことに伴い、学校施設環境改善交付金を新規計上するものであります。

60款県支出金につきましては、県負担金におきまして、消費税増税にあわせて、低所得者を対象に介護保険料の軽減が図られることによる県負担金の増額分として、低所得者保険料軽減負担金を追加し、また、幼児教育・保育の無償化に伴う、県負担金の増額分として認定こども園等施設型給付費負担金を追加し、子育て支援施設等利用給付費負担金を新規計上するものであります。

県補助金におきまして、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設型教育・保育給付費等補助金及び無償化に係る事務費として、幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金を追加し、私立幼稚園授業料等軽減補助金を新規計上するものでございます。

75款の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものでございます。

80款繰越金につきましては、予算現額に対し、2億6,712万2,000円の超過となりましたので、その全額を追加するものでございます。

85款諸収入につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所給食主食代実費徴収金を減額し、今まで保育料に含まれていた副食代と保育所給食主食代実費徴収金として徴収していた給食主食代をあわせて、保育所利用者給食費実費徴収金として新規計上するものでございます。

続きまして、歳出につきまして説明をいたします。

12ページをごらんいただきたいと思います。

まず15款総務費でございます。安全対策費におきまして、令和2年4月からの幸田町安全テラスセンター24の準備体制の整備、かつテラス準備室での防災活動推進に関する連絡調整の場として必要な電話使用料を追加し、パソコン備品購入費等を新規計上するものでございます。

防犯活動推進費におきましては、岡崎警察署管内における令和元年上半期の侵入盗件数は愛知県下ワースト3位であるなど犯罪が多発している状況でありまして、全国を見ますと、本年5月に川崎市において児童等が殺傷される凶悪犯罪が発生しております。本町におきましても、痴漢や不審者による被害は既に昨年1年間と同数の6件に及んでおり、このような状況から、犯罪の起きにくい環境づくりを推進するため、通学路を中心に早期設置が必要な29カ所に防犯カメラを設置するために必要なリース料を新規計上するものであります。

企画費におきましては、今年度、調査検討を行っています三ヶ根駅周辺まちづくり事業のさらなる事業推進のために10月より三ヶ根駅前コミュニティホームに職員を配置することに伴い、公用車購入費及び保険料等の経費並びに事務に必要なパソコン購入費等を新規計上するものであります。

また、同様の理由により、コミュニティ推進費におきまして、三ヶ根駅前コミュニティホームの改修工事費を新規計上するものであります。

次に、20款民生費であります。社会福祉費におきまして、社会福祉施設整備を行う用地として、旧JAあいち三河坂崎支店跡地を購入する費用を新規計上し、消費税増税にあわせ、低所得者を対象に介護保険料の軽減が図られることに伴い、軽減に必要な費用を介護保険特別会計に補填するために必要な繰出金を追加するものであります。

児童福祉費であります。幼児教育・保育の無償化に伴い、扶助費として、未移行幼稚園預かり保育給付費、認可外保育給付費、ファミリー・サポート・センター事業給付費をそれぞれ新規計上し、認定こども園施設型給付費を追加するものであります。また、子育て支援事業におきまして、予定しておりました嘱託保育士1名の雇用が困難であるため、非常勤保育士に変更することとし、また、今年度中の開始を予定しております病後児保育につきまして、岡崎市医師会より看護師を配置することが望ましいとの意見をいただいたことにより、非常勤看護師1名の雇用を行う必要があるため、嘱託保育士報酬を減額し、非常勤職員2名分の賃金を追加するものであります。

次に、25款衛生費であります。保健衛生費におきまして、健康課職員2名が産前産後休暇及び育児休暇を取得することに伴い、代替非常勤職員を雇用するために必要な賃金及び共済費を追加するものであります。また、清掃費であります。令和2年1月から予定しております指定ごみ袋の値下げの実施に伴い、12月31日時点において指定ごみ袋販売小売店が在庫している旧価格で仕入れを行った指定ごみ袋について、新価格との差額分の清算を行うために、一般廃棄物処理手数料差額負担金を新規計上するものでございます。

次に、35款農林水産業費でございます。農業集落排水事業特別会計における前年度繰越金の確定に伴い、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、45款土木費でございます。道路橋梁費におきまして、地元要望による生活道路等整備工事費を追加し、国の防災・減災、国土強靱化緊急対策により、愛知県が実施する急傾斜地崩壊対策事業においても予算配分がなされ、本年度の事業費が拡大されたことに伴いまして、急傾斜地崩壊対策事業負担金を追加するものでございます。

都市計画費でございます。荻谷小学校周辺にて土地区画整理事業の事業化検討のための調査委託料及び地域組織への事務的補助金を新規計上するものでございます。

次に、55款教育費につきましては、教育総務費におきまして、幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園に対する就園奨励費が廃止されることにより減額し、新たに創設されます子育てのための施設等利用給付交付金及び実費徴収に係る補足給付事業費補助金を新規計上するものであります。

中学校費におきまして、幸田中学校が、平成30年度より県の学校安全教育校の指定を受けたことによりまして、取り組んできた防災教育のさらなる意識の高揚を図ることを目的としまして、東日本大震災の被災地である釜石市を訪れ交流を深めることとなったため、その経費の支援として幸田中学校釜石訪問補助金を新規計上、また北部中学校校外用地整備において水道管の延長が必要であることが判明したため、水道施設負担金を新規計上するものでございます。

保健体育費であります。令和2年10月に愛知県スポーツ・レクリエーションフェスティバル、グラウンド・ゴルフ大会の実施が今年度に入り正式に決定したことに伴いまして、大日蔭グラウンド・ゴルフ場に便所を設置する必要があるため、建設のための実施設計業務委託料を新規計上し、文化広場庭球場の外周フェンスが今年度の点検により腐食が進行し危険であるとの判定がされたことにより必要となったフェンス支柱の補強及びネットの張りかえ等を行う工事費を新規計上し、また、とぼね運動場にて借地を

行っている7筆2,442平方メートルについて、購入に向け地権者との合意が得られたため、用地購入費を新規計上するものでございます。

次に、70款諸支出金でございます。土地取得特別会計における前年度繰越金の確定に伴い、土地取得特別会計への繰出金を減額するものであります。

以上が、令和元年度幸田町一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。

続きまして、第65号議案 令和元年度幸田町土地取得特別会計補正予算(第1号)につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書21ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては92ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書24ページをごらんいただきたいと思います。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額、減額するものでございます。

続きまして、第66号議案 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書27ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては93ページでありますので、あわせてごらんください。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。補正予算説明書30ページをごらんいただきたいと思います。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を減額し、財政調整基金からの繰入金を同額追加するものでございます。

続きまして、第67号議案 令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書33ページをお開きいただきたいと思います。議案関係資料につきましては94ページでございますので、あわせてごらんください。

歳入歳出それぞれ1,920万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,266万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、補正予算説明書40ページをごらんいただきたいと思います。

介護保険料につきましては、低所得者を対象に保険料の軽減を図ることにより減額し、繰入金につきましては低所得者保険料軽減負担金繰入金を追加し、介護給付費準備基金からの繰入金を減額するものでございます。また、前年度繰越金の確定によりまして繰越金を追加するものでございます。

歳出につきましては、補正予算説明書42ページをごらんいただきたいと思います。

諸支出金につきまして、国庫支出金等過年度分の清算返還金を追加するものでございます。

続きまして、第68号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書45ページをお開きください。また、議案関係資料につきましては95ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

今回の補正は歳入のみでございまして、歳入歳出の予算総額に変更はありません。

補正予算説明書48ページをごらんいただきたいと思います。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金と同額、減額するものでございます。

補正予算については、説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、次に、認定第1号から認定第9号までの決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、本議会の認定に付するものでございます。

一般会計から順次説明申し上げます。

別冊であります平成30年度愛知県額田郡幸田町各会計決算書及び平成30年度決算に係る主要な施策の成果の説明書をごらんいただきたいと思います。

まず、認定第1号 平成30年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりであります。

決算書の176ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額160億5,178万5,000円、歳出総額149億3,068万2,000円で、歳入歳出差引額11億2,110万3,000円となりました。

平成30年度につきましては、繰越明許費による翌年度への繰り越すべき財源が4億2,242万2,000円でありましたので、実質収支額につきましては6億9,868万1,000円となっております。

それでは、決算額の増減の大きな費目につきまして説明をさせていただきますと思います。

初めに、歳入についてであります。決算書であります18ページから67ページ、並びに主要な施策の成果の説明書につきましては21ページからをごらんいただきたいと思います。

平成30年度の税込総額は88億6,966万8,000円で、前年度対比7億9,904万円、9.9%の増収となりました。

決算書18ページからをごらんいただきたいと思います。

10款の町税でございまして、個人町民税につきましては、給与所得者の納税義務者数の増加により、前年度対比5,755万7,000円、2.2%の増収となり、法人町民税は自動車関連企業の特別な要因による影響がなくなり、納付額が増加したことによりまして、前年度対比7億3,746万1,000円、222.2%の増収となり、町民税全体では37億4,304万3,000円で、前年度比7億9,501万8,000円、27%の増収となりました。

固定資産税につきましては、土地分につきましては、評価がえによる地目変更及び補正の見直しによりまして、前年度比672万2,000円、0.5%の減収となりまして、家屋分につきましては、評価がえによる減価の影響によりまして、前年度対比2,376万3,000円、1.8%の減収となりました。償却資産分につきましては、大手企業の設備投資の増加によりまして、前年度対比5,255万1,000円、3.1%の増収となり、交付金を含む固定資産税全体では44億6,231万円で、前年度比789万

5,000円、0.2%の増収となりました。

そのほか、軽自動車税は登録台数の増加もありまして、前年度対比458万8,000円、4.9%の増収となりましたが、たばこ税、入湯税、都市計画税につきましては、総額で5億6,527万6,000円となり、前年度対比846万1,000円の減収となりました。

20ページからをごらんいただきたいと思います。

次に15款地方譲与税につきましては1億4,342万6,000円で、ほぼ前年並みでありました。

22ページからをごらんいただきたいと思います。

20款の利子割交付金から26ページにわたります33款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、地方消費税交付金が増加し、また個人町民税における住宅借入金等特別税額控除額の増加によります地方特例交付金の増加等によりまして、交付額は総額で9億9,218万4,000円となり、前年度対比1,894万5,000円の増加となりました。

26ページからをごらんいただきたいと思います。

35款の地方交付税につきましては、全額が特別交付税であり、普通交付税に算定されない特別な財政需要に対するものとして、1,113万7,000円が交付されました。

28ページからをごらんいただきたいと思います。

40款交通安全対策特別交付金につきましては502万9,000円で、前年度比2.6%の減となりました。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものとなりますが、2億4,180万4,000円でほぼ前年並みでありました。

50款使用料及び手数料につきましては、じん芥処理手数料、公営住宅使用料、駐車場使用料等が主なものでございまして、2億5,546万2,000円で、前年度対比4.7%の増となりました。

34ページからをごらんいただきたいと思います。

55款の国庫支出金であります。11億6,787万4,000円で、前年度比2.2%の減となりました。主な要因であります。地方創生拠点整備交付金や臨時福祉給付金給付事業費補助金等の減によるものであります。

38ページからをごらんいただきたいと思います。

60款の県支出金でございます。7億8,768万2,000円で、ほぼ前年並みでありました。

46ページからをごらんください。

65款財産収入につきましては2,586万2,000円で、前年度比7.1%の増となりました。主な要因といたしましては、法定外公共物、いわゆる赤線、青線の払い下げによる土地の売払収入等の増によるものでございます。

48ページからをごらんいただきたいと思います。

70款の寄附金であります。21億9,443万2,000円で、前年度対比31.4%の増となりました。主な要因といたしましては、ふるさと納税による寄附金の増に

よるものであります。

50ページからをごらんいただきたいと思います。

75款の繰入金につきましては7,000円で、前年度6億9,136万4,000円に対し、大幅な減となりました。主な要因といたしましては、財政調整基金など基金からの繰り入れを行わなかったことによるものであります。

52ページからをごらんいただきたいと思います。

80款の繰越金につきましては7億4,717万2,000円となり、前年度比12.0%の増となりました。

85款の諸収入につきましては、預託回収金、保育所・小中学校の給食費実費徴収金など他の費目に属さない収入金でありまして、5億2,984万6,000円となり、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金の増などによりまして、前年度比4.4%の増となりました。

64ページからをごらんいただきたいと思います。

90款の町債でございます。8,020万円で、道路改築事業、北部中学校整備事業及び六栗公民館駐車場整備事業において起債を行ったものでございます。

次に、歳出につきまして、主なものを説明させていただきます。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきたいと思いますので、主要な施策の成果の説明書の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

まず、性質別の義務的経費であります。人件費は全体で31億438万6,000円で、ほぼ前年並みとなりました。

扶助費につきましては22億2,294万円で、7.8%の増となりました。これは、障害福祉サービス費等負担金、認定こども園等に対する施設型給付費等の増加によるものでございます。

公債費につきましては8億754万8,000円で、10.2%の減となりました。これは、平成9年度の町民プール建設事業等の起債償還の終了によるものでございます。

次に、物件費につきましては33億3,381万3,000円で、9.6%の増となりました。これは、ふるさと納税の返礼品に要する経費の増加等によるものでございます。

次に、維持補修費につきましては、役場庁舎や小中学校、町民会館等の維持補修の増加によりまして、4億2,024万4,000円で、58.6%の増となりました。

次に、補助費等につきましては17億4,458万5,000円で、8.2%の減となりました。これは、町税の過誤納還付金の減少等によるものでございます。

積立金でございます。4億6,253万4,000円で、127%と大幅な増となりました。これは、医療施設等整備基金や教育施設整備基金等への積み立てによるものでございます。

次に、普通建設事業につきましては14億6,592万2,000円でありまして、16.3%の減となりました。

主なものといたしましては、補助事業分では、町道坂崎長嶺1号線舗装改良工事、町道野場横落線道路改良工事、大草地区に建設されました「キッズスクールさくらんぼ幸田」への小規模保育改修費等補助金等でありまして、また、単独事業分では、北部中学校

校舎増築工事、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設費負担金、生活道路整備工事等でございます。また、橋梁改修事業で1,067万円、小学校空調設備設置事業で3億5,750万円、中学校空調設備設置事業で1億5,600万円を、令和元年度へ繰越明許いたしました。

最後に、財政指標につきまして説明をいたします。主要な施策の成果の説明書の18ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、単年度の財政力指数であります但、分子であります基準財政収入額の増加によりまして、1.16から1.20となり、0.04ポイントの上昇となりました。

経常収支比率につきましては、89.5%から85.2%となり、4.3%低下をいたしました。その主な要因といたしましては、分母である経常一般財源につきまして、本年度は法人町民税を初め、町税が増加したことなどによるものでございます。

実質公債費比率につきましては、5.3%から4.2%となり、1.1%低下いたしました。これは、分子である地方債の元利償還金が減少したことによるものでございます。

以上、一般会計の決算の概要でございますが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

続きまして、特別会計について順次説明をしてみたい。

認定第2号 平成30年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書の196ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思ひます。

歳入総額2,135万8,000円、歳出総額64万8,000円、歳入歳出差引額2,071万円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は2,071万円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の179ページから195ページ、並びに主要な施策の成果の説明書におきましては、125ページからをごらんいただきたいと思ひます。

歳入につきましては、前年度からの繰越金が主なもので、本年度は土地売払収入がなかったため、前年度対比1,654万5,000円、43.7%の減となりました。

歳出につきましては、公共事業用地の先行取得がなく、保有地の管理委託料と基金から生じた利子の繰出金が主なものでございまして、前年度比1,646万1,000円、96.2%の減となりました。

次に、認定第3号 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書236ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思ひます。

歳入総額32億7,093万6,000円、歳出総額32億6,911万9,000円で、歳入歳出差引額181万7,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は181万7,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の199ページから235ページ、また並びに主要な施策の成果の説明書は137ページからをごらんいただきたいと思ひます。

歳入につきましては、県単位化による項目の入れかえ、被保険者数の減少等による国民健康保険税の減額、県支出金の増額などによりまして、歳入総額で前年度対比4億8,553万8,000円、12.9%の減となりました。

歳出につきましては、保険給付費、高額療養費等の減額などにより、歳出総額で前年度対比3億4,557万2,000円、9.6%の減となりました。

次に、認定第4号 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書264ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額につきましては4億411万1,000円、歳出総額4億388万5,000円で、歳入歳出差引額22万6,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は22万6,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書につきましては239ページから263ページ、並びに主要な施策の成果の説明書の157ページからをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、加入者増による保険料の増加等によりまして、歳入総額で前年度対比102万8,000円、0.3%の増となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増加等によりまして、歳出総額で前年度対比136万9,000円、0.3%の増となりました。

認定第5号 平成30年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書310ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額18億6,751万8,000円、歳出総額18億4,601万6,000円、歳入歳出差引額は2,150万2,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は2,150万2,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書につきましては267ページから309ページ、並びに主要な施策の成果の説明書の165ページからをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、第1号被保険者の増加によりまして、第1号被保険者保険料、国県支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金等が増額となりまして、歳入総額で前年度対比1,025万円0.6%の増となりました。

歳出につきましては、介護保険サービス利用者の増加によりまして、介護給付費等が増額となり、歳出総額で前年度対比2,658万円1.5%の増となりました。

次に、認定第6号 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書332ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額2億75万4,000円、歳出総額2億75万4,000円で、歳入歳出差引額0円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の313ページから331ページ、並びに主要な施策の成果の説明書の181

ページからをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、事業進捗に伴う事業量の減によりまして、歳入総額で前年度対比1億1,638万7,000円、36.7%の減となりました。

歳出につきましても同様に、歳出総額で前年度対比1億1,338万7,000円、36.1%の減となりました。

次に、認定第7号 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書354ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額につきましては3億5,403万7,000円、歳出総額3億4,501万6,000円で、歳入歳出差引額902万1,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は902万1,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきたいと思います。

決算書の335ページから353ページ、並びに主要な施策の成果の説明書の189ページからをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、歳入総額で、前年度対比1,068万4,000円、3.1%の増となりました。

歳出につきましては、処理場維持修繕を始めとした集落排水維持管理費の増額等によりまして、歳出総額で前年度対比1,127万2,000円、3.4%の増となりました。

次に、認定第8号であります。平成30年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書380ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額につきましては6億5,439万4,000円、歳出総額5億8,343万6,000円で、歳入歳出差引額7,095万8,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は7,095万8,000円となりました。

なお、令和元年度から公営企業会計に移行することに伴いまして、平成30年度につきましては、平成31年3月31日をもって出納を閉鎖する、打ち切り決算をしております。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の357ページから379ページ、並びに主要な施策の成果の説明書の197ページからをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、歳入総額で前年度対比1,722万3,000円、2.6%の減となりました。

歳出につきましては、打ち切り決算による維持管理費、建設事業費の支出済額減少によりまして、歳出総額で前年度対比7,772万5,000円、11.8%の減となりました。

最後に、認定第9号であります。平成30年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明をいたします。

決算書の393ページから435ページ、並びに主要な施策の成果の説明書の225ページからをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出につきましては、税込みで、営業収益などの事業収益 8 億 6,386 万 8,000 円の収入に対し、営業費用などの事業費用 6 億 8,045 万 2,000 円を支出した結果、1 億 8,341 万 6,000 円の収支差引となりました。

なお、損益計算上の当年度純利益は、税抜きで 1 億 6,899 万 8,000 円となり、前年度繰越利益剰余金やそのほか未処分利益剰余金変動額を加え、2 億 3,755 万 1,000 円の未処分利益剰余金となりました。

このうち、剰余金処分計算書(案)にお示ししましたとおり、未処分利益剰余金から 1 億 3,117 万 5,000 円を資本金に組み入れ、建設改良積立金に 5,500 万円を積み立て、残高 5,137 万 6,000 円を翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定をしております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、工事負担金収入等に対して、建設改良費等を支出した結果、税込みでの収支差引 1 億 9,989 万円の不足となりましたので、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金で補填をいたしたものであります。

以上、令和元年第 3 回幸田町議会定例会に提案いたしました、単行議案の 16 件、補正予算の 5 件、決算認定 9 件につきまして提案の理由を説明させていただきました。

慎重に御審議の上、全議案、可決賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） これをもって、提案理由の説明は終わります。

日程第 7

○議長（稲吉照夫君） 日程第 7、決算審査意見の報告を行います。

山下力代表監査委員から、決算審査意見の御報告をお願いいたします。
監査委員。

〔監査委員 山下 力君 登壇〕

○監査委員（山下 力君） 御指名でございますので、報告をさせていただきます。

去る 7 月 17 日から 8 月 1 日までの実質 7 日間にわたり実施しました、平成 30 年度の決算審査の結果について申し上げます。

平成 30 年度幸田町一般会計（特別会計）歳入歳出決算及び基金運用状況並びに水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属書類、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、あわせて関係職員の説明を求め聴取するとともに、定期監査、例月出納検査等における監査指摘事項措置状況通知書も参考とし、係数の正確性、事務処理の整理、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等はいずれも関係法令等に準拠して作成されており、その係数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の 23 ページ、第 6 頁に記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、その朗読をもって報告にかえさせていただきます。

第6 むすび、平成30年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況及び水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して本審査のむすびとする。

平成30年度の決算における一般会計と各特別会計の総決算額は、歳入228億2,489万円、歳出215億7,956万円で、前年度と比較し歳入が6,117万円(0.3%)増加し、歳出が2億1,295万円(1.0%)減少となっている。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は12億4,534万円で、翌年度へ繰り越す財源の4億2,242万円を差し引いた実質収支は8億2,291万円の黒字であるが、単年度収支においては、前年度と比較し、1億3,545万円の赤字となっている。

一般会計の歳入は、総額160億5,178万円で、前年度と比較して6億7,490万円(4.4%)の増加となっている。

また、滞納繰越分を含めた町税の収納状況は、調定額90億3,695万円に対し収入済額88億6,967万円、不納欠損額1,378万円、収入未済額1億5,351万円で、収納率は98.1%である。前年度と比較し0.2ポイント高くなっている。収入済額は、前年度と比較し7億9,904万円(9.9%)の増収となっているが、これは個人町民税や法人町民税が増収となったことによるものである。

滞納繰越分については、前年度と比較し1,680万円の減収となっている。引き続き、滞納者一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応と、悪質滞納者に対する厳正な措置、また新たな滞納繰越を発生させないため、現年分に重点を置いて対処するなど、今後も継続的な取り組みが必要と考える。

町税以外で増加したのは、地方消費税交付金、寄附金、繰越金及び諸収入などである。特に、ふるさと寄附金については、前年度比131.4%と大幅に増加している。

一方、減少となった科目は、株式等譲渡所得割交付金、国庫支出金及び町債などである。

一般会計の歳出は、総額149億3,068万円で、前年度と比較し3億97万円(2.1%)の増加となっている。

主な増減内容を目的別歳出で見ると、増額した費目は、岡崎市ごみ処理委託料、医療施設等整備基金積立金など、衛生費で1億9,622万円、北部中学校校舎増築工事、教育施設整備基金積立金など、教育費で3億2,623万円が主なものである。

一方、減額となった費目は、消防指令システム共同整備負担金の減により、消防費で2億627万円、公債費で9,222万円が主なものである。

特別会計全体では、収入総額67億7,311万円、歳出総額66億4,887万円で、前年度と比較し歳入が6億1,373万円(8.3%)、歳出が5億1,392万円(7.2%)の減少となっている。

土地取得特別会計は、前年度と比較し歳入が1,655万円(43.7%)、歳出が1,646万円(96.2%)それぞれ減少している。歳入は前年度繰越金、歳出は土地開発基金積立金及び公共用地の管理委託費が主なものである。

国民健康保険特別会計は、前年度と比較し歳入が4億8,554万円(12.9%)、

歳出が3億4,557万円（9.6%）それぞれ減少となっている。歳入についてみると、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金などが皆減となり、かわりに県支出金が大幅に増額となっている。歳出については、各種拠出金等が皆減となり、国保事業費納付金が皆増した。これは、平成30年度の国民健康保険制度改革による県単位化に伴い、市町村は国保事業費納付金を県に納め、県が必要な保険給付費等を支払うように変わったためである。国民健康保険の加入世帯数は4,350世帯で前年度より168世帯（3.7%）の減、被保険者数は7,439人で前年度より363人（4.7%）減少している。滞納繰越分を含めた国民健康保険税の収納状況は、調定額9億9,175万円に対し収入済額7億9,691万円、不納欠損額738万円、収入未済額1億8,747円で、収納率は80.4%と、前年度収納率と比較し少し上向いている。未納者一人一人の生活状況等もよく見て適切に対応し、今後も収納率の向上に努められたい。

後期高齢者医療特別会計は、被保険者数が4,268人で前年度より175人（4.3%）増加し、歳入・歳出についても、歳入が103万円（0.3%）、歳出が137万円（0.3%）それぞれ増加している。滞納繰越分を含めた後期高齢者医療保険料の収納状況は、調定額3億2,708万円に対し収入済額3億2,694万円、不納欠損額0円、収入未済額84万円であり、収納率は99.7%である。

介護保険特別会計は、賦課人数が8,768人で前年度より195人（2.3%）増加し、歳入・歳出についても、歳入が1,025万円（0.6%）、歳出が2,658万円（1.5%）それぞれ増加している。滞納繰越分を含めた介護保険料の収納状況は、調定額4億8,533万円に対し収入済額4億8,011万円、不納欠損額88万円、収入未済額434万円であり、収納率は98.9%である。今後も介護予防事業を効果的に進めるなどして、増加傾向にある保険給付費の抑制に努められたい。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計は、前年度と比較し歳入が1億1,639万円（36.7%）、歳出が1億1,339万円（36.1%）それぞれ減少している。都市計画道路整備等に関連する工事の減少と、それに係る社会資本整備総合交付金等の減少が主な要因である。

農業集落排水事業特別会計は、前年度と比較し歳入が1,068万円（3.1%）、歳出が1,127万円（3.4%）それぞれ増加している。歳入についてみると、受益者分担金は減少したが、排水処理施設使用料繰越金及び繰入金が増加している。歳出については13地区の各処理場の維持管理費を始めとした費用が増加している。

下水道事業特別会計についてみると、公営事業会計への移行に伴う打ち切り決算の影響もあり、歳入は前年度と比較し1,722万円（2.6%）減少している。また、歳出についても前年度と比較し7,773万円（11.8%）減少しているが、これは区画整理事業区域内の整備が進み、事業量が減少したことに伴い下水道建設事業費も減少したことによるものである。

水道事業会計についてみると、区画整理事業区域等の住宅開発が進み、給水人口は前年度と比較して834人（2.0%）増の4万2,054人となっている。年間総配水量は、前年度と比較し13万6,150立方メートル（2.8%）増の497万80立方メートル、年間総有収水量は、前年度と比較し9万7,851立方メートル（2.2%）増

の450万8,913立方メートルであった。有収率は90.7%であり、前年度から0.6ポイント下がっている。また、総収益を総費用で除した総収支比率は126.4%となっており、前年度と比較し1.8%高くなっている。1立方メートル当たりの供給単価は148.44円（前年度147.62円）、給水原価は141.94円（前年度142.22円）であった。純利益は、前年度と比較し1,464万円増の1億6,900万円となっている。今後も給水需要の増加が見込まれる中、清浄で低廉な水の安定的な供給に向け、施設の耐震対策・ライフライン機能を強化するとともに、有収率向上のために漏水調査や漏水箇所の修繕を計画的に実施していく必要がある。

主要な財政指標については、単年度財政力指数が1.20と前年度比0.04ポイントの増、公債費負担比率は6.7%で前年度比1.3ポイントの減、実質収支比率は7.5%で前年度比0.6ポイントの減となっている。経常収支比率は法人町民税の増収等により85.2%と前年度比4.3ポイント低下したが、やや高目の水準と認められる。また、自主財源比率は寄附金等の増収により79.7%となり、前年度比1.7ポイント上昇した。今後も財政力強化のためにも自主財源の増強にあわせ、財源の有効活用の徹底を基本とし、経費の節減と事業の効率化に努められたい。

以上を総括すると、平成30年度決算は、町税について個人町民税と法人町民税の増収があったほか、前年度に引き続きふるさと寄附金の大幅な増加により前年度を上回る歳入を確保することができた。また、財政指標の健全化比率等についても健全な数値と判断することができた。しかしながら、歳入におけるふるさと寄附金や法人町民税には不確実な面があるだけでなく、歳出における社会保障関係経費や公共施設の老朽化に伴った維持補修及び更新など増加要因も多く、予断を許さない財政運営が続くものと思われる。今後も健全な行財政運営を念頭に事務事業の必要性、効率性、有効性に視点を置きながら、適正な公金の支出と事務処理に心がけ、よりよい行政サービスをより効率的に住民へ提供できるよう、なお一層職務に精励されることを望むものである。

令和元年8月1日

幸田町監査委員 山下 力

幸田町監査委員 杉浦あきら

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 山下 力君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。

次回は、9月5日、午前9時から再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、午前11時15分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでした。

散会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和元年9月2日

議 長

議 員

議 員